

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

飯館村長 杉岡 誠

市町村名 (市町村コード)	飯館村 07564
地域名 (地域内農業集落名)	関沢地区 ( 下橋・中頃・小手沢 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年4月24日 (第15回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

・宅地周辺や山間部にある狭い農用地の活用について見通しがたっていない。・貸付希望農地が多いため担い手が集積しきれない。・村外に居住している地権者が多いため地区内での話し合いに時間がかかる。  
・地区内農地の大半で土地利用型作物の栽培がおこなわれているほか、村外法人が新市場開拓用米の生産を行っている。【地域の基礎的データ】 農業者: 8人 (うち70歳代以下5人)、団体経営体 (法人・集落営農組織等) 3経営体  
主な作物: 土地利用型作物 (新市場開拓用米、飼料用米、牧草)、花卉、野菜 (いんげん)

### (2) 地域における農業の将来の在り方

・地区内農地の大部分を土地利用型の中心経営体へ集積するとともに、収益性の高い野菜や花卉等の園芸作物の振興を図る。  
・就農準備資金・経営開始資金等の活用により新規就農者や認定農業者等の受入れを促進し、中心経営体の集積できなかった農地の集積を図る。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	160.7 ha (233.0 ha)
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	137.8 ha (233.0 ha)
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	(159.9 ha)

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方 (範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1) 農用地の集積、集約化の方針</p> <p>農地中間管理機構を活用して、地区内農地の大部分を土地利用型の中心経営体へ集積する。また、就農準備資金・経営開始資金等の活用により新規就農者や認定新規就農者の受入れを促進していき、土地利用型経営体の集積できなかった農地の集積を図る。</p>
<p>(2) 農地中間管理機構の活用方針</p> <p>地区内農地の集積・集約については、土地利用型の中心経営体を中心に今後も継続して農地中間管理事業を活用していく。また、認定農業者や新規就農者への集約化を進めるとともに、農業を担う者への農地集積を進める。</p>
<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <p>土地利用型中心経営体への農地の貸付等を促進するため、農業基盤整備促進事業による暗渠設置、畦畔除去等耕作条件の改善に取り組む。</p>
<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>地域内外から、多様な経営体を募り、村やJAと連携しながら、認定農業者や新規就農者の確保に努め、農地をあっせんし、技術指導の支援を展開していく。</p>
<p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>地域内で法人や集落営農組合への委託により合理化を図り、遊休農地の発生防止に努める。 JAライスセンターへの乾燥・調製作業の委託を行い、作業の効率化を図る。</p>

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

✓	①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他

<p>【選択した上記の取組方針】</p> <p>①作付ほ場の鳥獣被害防止に向け、引き続き福島県営農再開支援事業を活用し、ほ場周辺へのメッシュ柵、電気柵設置を進めていく。また、被害対策実施隊による村内パトロール巡回や、有害鳥獣（イノシシ等）の捕獲・駆除に継続して取り組む。</p>
---